平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

府 省 庁 名　国土交通省

No	２５

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	住宅に係る省エネ改修促進税制の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 賃貸住宅を除く既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化等）を行った場合で、当該改修に要した費用が一定額以上のものについて、当該住宅に係る固定資産税の特例措置を講じる期間を３年間延長する。 ・特例措置の内容 当該改修工事を行った年の翌年度分の固定資産税を３分の１減額する。
関係条文	地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項～第 12 項、同法施行令附則第 12 条第 27 項、第 32 項、第 35 項～第 42 項、同法施行規則附則第 7 条第 10 項～第 12 項
要望理由	京都議定書における温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6%削減するという目標を達成するため、エネルギー起源の CO_2 排出量が増大している民生部門における一層の省エネルギー対策が急務となっている状況を踏まえ、住宅においても、省エネルギー性能の一層の向上を推進することが必要である。このため、経済的な面からインセンティブが働きにくく、省エネルギー性能の向上が進んでいない既存住宅について早急に対策を講じるべく、できるだけ多くの住宅の省エネ改修に対してインセンティブを与えることができる税制上の特例措置を引き続き講じる必要がある。
減収見込額	（初年度）　―　（2,237）　（平年度）　―　（2,237）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 ・住宅に係る省エネ改修促進税制（所得税） ・住宅に係る省エネ特定改修特別控除制度（所得税） ・融資、補助金その他 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく建築主等の省エネ努力義務、特定建築物に係る省エネ措置の届出義務 ・ 省エネ住宅取得に係るローンの金利優遇措置（フラット３５Ｓ）
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税 ・融資、補助金その他 省エネ改修に対する助成措置　330 億円の内数
過去の要望経緯	平成 20 年度　住宅に係る省エネ改修促進税制の創設
本要望に対応する縮減案	―